



厚生労働省
東京労働局発表
平成26年11月20日

担当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 岡田 直樹
監察監督官 白浜 弘幸
電話 03 - 3512 - 1612

墜落・転落防止を重点に298箇所の建設現場を一斉監督 ～うち6割以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 西岸 正人）は、管内における平成26年の建設業の死亡災害が大幅に増加している状況にあることから、建設業における労働災害防止の緊急対策（ ）を実施することとしました。

その一環として、管下18労働基準監督署・支署において、東京都内の建設現場に対する一斉臨検監督を平成26年10月に実施したところ、以下のような結果となりました。

建設現場のパトロールの実施、事業者団体等への災害防止の緊急要請、東京労働局長と建設業労働災害防止協会東京支部長との合同現場緊急パトロール等を実施済、詳細は平成26年9月12日報道発表資料参照

<建設現場緊急一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 都内の建設工事現場 298現場
2. 期間 平成26年10月1日から10月17日
3. 実施結果 詳細は、別紙参照

- ・監督実施298現場のうち6割以上（190現場、63.8%）に労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導した。
- ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が4割近くの現場（114現場、38.3%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

【今後の方針】

東京労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています（参考：「平成26年6月から9月までの送検事例」）。

さらに、東京労働局では、昨年度より「第12次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しています。本年はその2年度目（2nd Stage）として、引き続き、官民一体となった取組を進めており、重点施策の建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進することとしています。



1 違反状況

(1) 298 現場の 63.8% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 298 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 190 現場（63.8%）であった。＜表 1＞

＜表 1＞ 現場の種類別 違反状況

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	282	4	3	9	298
法令違反現場数	180	3	0	7	190
(違反率)	63.8%	75.0%	0.0%	77.8%	63.8%
作業停止等命令現場数	49	0	0	1	50
(違反率) 法令違反現場数に対する割合	27.2%	0.0%		14.3%	26.3%

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 114 現場
元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 127 現場
で認められた。＜表 2＞

なお、足場や高所の作業床等からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、69 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、25 現場においては、従来の手すりに加え平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務付けられた中さん、下さん等が設置されていなかった。

＜表 2＞ 違反事項別 状況

違反事項	違反現場数 (割合・対・全 298 現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	114 (38.3%) うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 …69 現場 うち下さん・中さん等がなかった現場数 …25 現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則 518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則 519、653) ・高所作業箇所で安全带取付け設備無し (安衛則 521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	127 (42.6%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29、29 の 2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法 31)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	25 (8.4%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則 240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則 242) ・型枠支保工の組立て時の立入禁止未実施(安衛則 245)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係	15 (5.0%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則 27)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	5 (1.7%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則 78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式クレーンの使用(クレーン則 64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定未実施(クレーン則 66 の 2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則 74 の 2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則 639)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	3 (1.0%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画未作成(安衛則 155) ・建設機械を運転する資格を有しない者が運転(安衛令 20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則 158)

安衛法は労働安全衛生法、令は労働安全衛生法施行令、安衛則は労働安全衛生規則、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 50 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 50 現場（法令違反が認められた現場の 26.3%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 1〉

2 リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注 2）の取組状況は、

実施している現場	272 現場（91.3%）
実施していない現場	26 現場（8.7%）

であった。

(注 2)リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合(リスク)に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

<リスクアセスメント等の仕組み概要>

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い(リスク)を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする。 に戻る

〔参考〕

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）



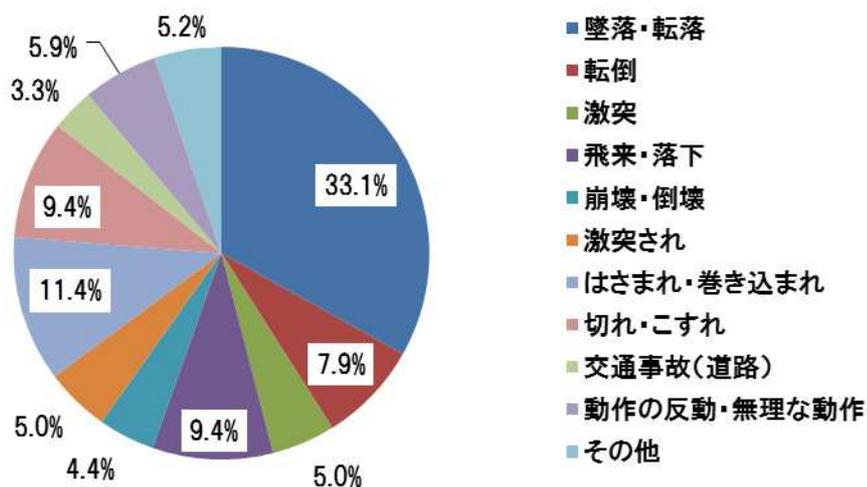
平成22年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

	22年	23年	24年	25年 (1~12月 確定値)	25年 (10月までの 速報値)	26年 (10月までの 速報値)
死傷災害	1,339	1,439	1,429	1,472	1,100	1,111
うち墜落・転落 (割合・%)	465 (34.7%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)	499 (33.9%)	368 (33.5%)	368 (33.1%)
死亡災害	25	26	26	26	19	33
うち墜落・転落 (割合・%)	14 (56.0%)	11 (42.3%)	16 (61.5%)	11 (42.3%)	11 (47.4%)	11 (36.4%)

既に平成25年
確定値(26件)
を超過!

平成26年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計1,111人(平成26年10月末現在 速報値)



～平成26年6月から9月までの送検事例～

事例1

墜落災害を発生させた建築現場の下請負業者を書類送検

三鷹労働基準監督署は、建築現場の下請負業者の代表を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年7月18日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成26年4月5日午前11時頃、東京都西東京市の鉄骨造3階建てビル新築工事現場の屋上部において、現場の4次下請負業者の代表及びその作業員が、業務用エレベーター昇降路屋根部の軽量コンクリート板(ALC板)の取り付け作業を行っていたところ、作業員がエレベーター昇降路の開口部から約10メートル下の地面に墜落し負傷したもので、作業員は未だ入院中である。

捜査したところ、下請負業者の代表は、墜落のおそれのあるエレベーター昇降路の開口部に、囲い等を設けることが著しく困難なため墜落防止用のネットを設置するなどして作業を行わなければならないことを知りながら、これをせずに作業をさせたことが判明したものである。

墜落災害について

平成25年に東京労働局管内で発生した休業4日以上労働災害は9639件、死亡災害は54件であり、そのうち建設業では休業4日以上労働災害は1472件(約15%)、死亡災害は26件(48%)となっている。

建設業の休業4日以上労働災害のうち約34%(499件)が、また死亡災害のうち約42%(11件)が墜落又は転落による災害である。

建設業での墜落・転落による災害は、従来から発生すると重篤な災害になることが多いことから、昨年からの取り組みである「第12次東京労働局労働災害防止計画」の中でも墜落・転落災害の防止は重点対策と位置づけられていた。

当署でも、建設現場に対する臨検監督や建設業者を対象とした集団指導など、あらゆる機会を通じて指導啓発し、墜落災害防止措置の徹底のための遵法意識の向上に努めてきたところである。

事例2

土木工事現場で労災かくし 建設業者と代表者を書類送検

青梅労働基準監督署は、建設会社及び代表取締役会長を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年6月12日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成25年2月7日、西多摩郡檜原村内の林道開設工事現場において、作業中であった労働者1名の左足に、斜面から転落してきた石が当たり負傷し、負傷翌日から10日間休業した。

建設会社は当該災害について、管轄である青梅労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、これをせず、災害発生から7か月が経過した平成25年9月12日になって同報告書を提出したものである。

労災かくしへの対応

本件は、労働災害の発生を隠蔽するため、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなかったいわゆる「労災かくし」事案である。

「労災かくし」が行われることは、災害原因究明、同種災害の防止対策の確立等、労働者の安全を確保する機会を失わせるほか、被災労働者が適正に労災補償を受ける権利を侵害することに繋がるものである。

労働基準行政においては「労災かくし」の排除を推進しており、あらゆる機会を通じて事業者へ労働者死傷病報告の提出を周知・啓発しているもので、当署では今後も引き続き、当該違反行為に対しては厳正な対応を行っていく方針である。